

第3回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年8月2日（金）午前10時～午後0時16分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、丸山委員

（労働者代表委員）小林委員、佐々木委員、藤本委員、山田委員

（使用者代表委員）菊池委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

（事務局）栗村局長、加藤労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）関係行政機関からの概況説明について

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

② 県内の雇用動向及び令和6年3月新規学卒者の初任給の状況等について

（2）令和6年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について

（3）主要指標について

（4）岩手県最低賃金と生活保護との乖離について

（5）令和6年賃金改定状況調査結果について

（6）令和6年最低賃金に関する基礎調査結果について

（7）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から藤本委員、使用者代表委員から松川委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）関係行政機関からの概況説明について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題（1）「関係行政機関からの概況説明について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

関係行政機関からの概況説明につきましては、第1回本審で「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、「県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況等について」説明を依頼することが確認されております。

本日は、初めに岩手県ふるさと振興部調査統計課から「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、次に岩手労働局職業安定部職業安定課から「県内の雇用動向及び令和6年3月新規学卒者の初任給の状況等について」説明いただきます。

なお、説明時間は、質疑を含め1行政機関20分程度を目安に考えておりますので、進行に御協力をお願いします。

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

別冊主要統計資料C-1ア「岩手県の景況、物価動向、家計調査」、C-1イ「岩手県の景況」、C-1ウ「盛岡市消費者物価指数(令和6年6月分)」により、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、岩手県の最近の景況、物価動向、家計調査結果等が説明された。

○丸山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について質問がありましたら御発言をお願いいたします。

○瀬川委員

資料C-1アの4ページ建設投資によれば、「公共工事は今年に入り概ねプラスで推移」とありますが、これは公共工事における価格転嫁が進んでいるという状況なのでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

価格転嫁については、岩手県の別の部署で調査を行っています。「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査」という調査で経営支援課が取りまとめています。それによれば、「原材料費、人件費などの増加による貴社の販売・受注価格への転嫁状況をお聞かせください。」という問いに、「価格引上げを一部実現した」が48.4%、「価格引上げを実現した」が15.3%となっています。また、最近の新聞記事によれば、日配品をスーパーマーケットに納品している業者は、材料費や電気代など上昇した分を商品に全て上乗せすると、取引会社を替えられてしまう恐れがあるとして、材料費などの上昇分の全てを価格に転嫁することはできないという意見もあったようです。

○瀬川委員

資料の確認をお願いします。

○事務局

主要統計資料のA-1シに「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査」令和6年2月及び令和6年5月分があります。

○瀬川委員

資料C-1アの3ページや4ページについて、振興局ごとのデータはありますか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

振興局ごとのデータはありませんが、岩手県出典の資料であれば、集計の方法を変えることにより算出することは可能と思われます。

○瀬川委員

岩手県のホームページでは見られないということですね。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

はい、そうです。

令和3年の県民経済計算の結果をみますと、県北・沿岸振興局管内が内陸振興局管内に比べてかなり低くなっている状況で、理由は建設業における住宅着工数の減少、公共工事の減少が考えられます。

○近藤委員

ただいまの御説明は、沿岸部で復興需要が落ち着いてきた一方、内陸部では自動車関連産業、半導体産業が2024年になって回復してきたことが原因であるということでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

内陸部においては、電子部品・デバイス産業が大きな牽引力となっているため、内陸部の回復が目立つ状況となっていると思われます。

○近藤委員

それらのことは、内陸部の求人を押し上げている、沿岸部の求人を押し下げているという状況に影響しているということでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

はい、そのように考えております。

○郷右近委員

資料C-1アの9ページの「本県のドラッグストア販売額は2023年以降減少傾向で推移」とありますが、グラフにおいては増加にもみえますが、いかがでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

販売額の減少ではなく、販売額の伸び率の減少ということになります。

○齋藤委員

資料C-1アの10ページの鉱工業生産指数について、昨年は東北6県の比較の表があったと思いましたが、今年の資料にないのは、なぜでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

各県の産業構造が異なりますし、調査対象の事業所の規模も対象産業も

異なることから、単純比較はできません。ひとつの県の推移については適正に表現されております。東北6県の比較表については、誤解を招く恐れがあることから、削除しましたが、必要であれば事務局を通じて提供いたします。

○齋藤委員

今の御説明では納得できないところもありますが、資料提供をお願いします。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

事務局を通じて後日提供いたします。

○近藤委員

資料C-1アの7ページ実収入について、2023年における盛岡市の実収入が全国よりも大きく下回っている理由は、工業生産が落ち込み、時間外労働が減少し、収入額が減少したと推測できますが、今後、この実収入額の推移についてどのような予測をしていますか。横ばいですか、増加ですか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

予測はしておりません。

この実収入の調査は、盛岡市のおよそ100世帯を調査対象としていますが、なぜ実収入が下がったかは不明です。母数が少ないことから誤差ということもあると思います。母数を増やした調査であれば誤差の少ない結果になるものと思われま

○近藤委員

スーパーマーケットは生活必需品を販売しているので、消費者は景気の良い悪いにかかわらず商品を購入するので販売額はあまり変わりません。一方で、コンビニエンスストアは主に低所得の方が深夜帯に利用する傾向が高いことから、コンビニエンスストアの販売額が落ち込んでいるということは、景気がよくない、生活実態が厳しいということを表しています。ですから、この実収入が減少した理由についての分析はとても重要であると思いますので、今後、実収入の増減の理由に関する資料の提供をお願いしたいと思います。

○丸山会長

要望としてお受け取りください。

○菊池委員

私も同じように考えており、以前に実収入の増減について、質問したことがあります。とても重要であると考えておりますので、ぜひ、資料の提供をお願いいたします。

○丸山会長

ほかにいかがですか。

それでは、どうもありがとうございました。

- ② 県内の雇用動向及び令和6年3月新規学卒者の初任給の状況等について
別冊主要統計資料C-2ア「一般職業紹介状況（令和6年6月分）、C-2イ「新規学校卒業者の初任給データ」、C-2ウ「職業別新規求人・求職平均賃金」及びC-2エ「雇用保険取扱状況」により、岩手労働局職業安定部職業安定課から、岩手県の雇用動向及び令和6年3月新規学卒者の初任給の状況等が説明された。

○丸山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について御質問のある方は御発言をお願いします。

○佐々木委員

資料C-2イに関する内容になりますが、高卒初任給額の上昇額と最低賃金の引上げ額との関係について、御説明をお願いします。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

資料C-2イの資料は「新規学校卒業者の初任給データ」で、新規学卒者の初任給を卒業学校種別ごと、産業ごとに区分し、岩手と全国、東京、東北との比較をとりまとめた表となっているものです。

当課としては、新規学卒者の初任給について、長期間にわたる比較等の分析をしていませんので、お答えしかねます。ただし、手元にある資料によりここ数年の推移をみれば、最低賃金額の引上げ額の影響があるようにもみえると個人的な見解としてお答えします。

○佐々木委員

ここ2年くらいの期間で、最低賃金が大幅に引き上げられていることを理由に、初任給を引き上げているという事業所もあると聞いていたもので、そのような傾向があるものか、尋ねてみたところです。

○藤田委員

資料C-2イの資料は、「新規学校卒業者の初任給データ」というタイトルでありまして、説明の内容について、全国や東京と岩手の新規学卒者の金額との比較が主なものとなっていると思われませんが、次回からもう少し工夫いただければよいのではないかと思います。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

わかりました。

○近藤委員

さきほどの佐々木委員の質問に関連しますが、新規学卒者の初任給額と

最低賃金額との関係はそれほど大きくないと思われます。非正規雇用労働者の賃金額と最低賃金額とは大きな関係があるといえます。このことを踏まえて申し上げれば、資料C-2アの5ページ有効求人倍率及び構成比の推移の表の中に「うち正社員」という項目がありますが、「正社員ではない労働者」のデータのほうが重要になってきます。例えば、正社員でない労働者の比率を明らかにしていただき、正社員でない労働者の有効求人倍率がどのような数値になっているのか、などのデータがあればよいと思います。また、自動車関連産業などでは、正社員であるのに有期雇用労働者という方が圧倒的に多いので、正社員の有効求人倍率を引き上げているという理由であるといえます。

また、藤田委員の意見は、これらの資料の説明があると有効な審議に活用できるという意味でおっしゃったものと思われます。

○丸山会長

来年度に向けての資料の要望となります。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

わかりました。

○松川委員

ほかの企業の労務担当の方とも賃金について話すことも多いのですが、業界を問わず、最近の最低賃金の大幅な引上げについて意識はしているものの、最低賃金と初任給との関係については、あまり話題になりません。ここ数年の大幅な引き上げは企業全体の賃金や経営に影響は少なからずあるといえます。

○山田委員

資料C-2イの資料について、事業所規模が大きいところほど初任給が高いというイメージを持っていましたけれども、必ずしもそうではない内容を示しておりますが、これは今年だけのことなのでしょうか、またはそのような傾向であるということなのでしょうか。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

手元にある昨年と同じ資料によれば、大卒については、500～999人の規模が男女とも最も高くなっております。高卒については、1000人以上の規模が男女とも高くなっております。2年分だけを見ても、毎年同じ傾向かは不明です。

○近藤委員

事務局へのお願いになります。

有効求人倍率や雇用統計は遅行指標であり、賃金のベースアップの資料なども遅行指標となっています。求人広告の情報などについても遅行指標

であるので、半年くらいのタイムラグがあります。現在の賃金の状況を確認するのであれば、所定内給与等の状況を示す賃金統計としての資料A2アの説明をお願いしたいと考えます。今後、所定内賃金と所定外賃金の状況についての詳しい説明をお願いします。

○丸山会長

事務局は各方面と連携して進めてください。

ほかによろしいですか。

それではどうもありがとうございました。

(2) 令和6年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。議題(2)「令和6年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

日安伝達の前に、中央最低賃金審議会藤村会長からのメッセージを事務局が代読いたします。本省からはビデオメッセージという形で提供されておりますが、設備環境によりビデオメッセージを見ていただくことができません。そのようなときのために、本省からはメッセージメモが送付されておりますので、藤村会長のメッセージメモを室長補佐が代読いたします。

(メッセージの内容は以下のとおり。)

①最低賃金の位置付け、考慮要素

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものである。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりである。

- ・まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。
- ・その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっている。
- ・また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められている。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

②目安の位置付け

次に目安について、詳しく申し上げる。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものである。地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしい。

③令和6年度目安のポイント

目安の位置付けについて御理解いただいた上で、今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明する。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねた。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるが、今年は、昨年に引き続き、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えた。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識であった。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて。

まず「労働者の生計費」について。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合は平均3.2%で、前年に引き続き高い水準となっていた。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案した。頻繁に購入する品目は、年に15回以上の購入頻度があるものであると、総務省統計局で示している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続であるが、消費者物価を特に重視することが適切と考えた。

次に、「賃金」については、企業規模によって賃金上昇率の水準には開

きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認できた。具体的には、連合及び経団連が公表した賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっている。また、30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という結果であった。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

売上高経常利益率が四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となったことや、従業員一人当たり付加価値額などの他の指標も高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあった。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在する状況について資料を充実させて確認し、企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があることに留意をした。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限ってみた場合の平均5.4%の上昇などを勘案する必要があるものと考えた。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意し、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することとした。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要と考えた。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高く、さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた。

繰り返しとなるが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたい。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小する。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額であり、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになられる方もおられるだろうと認識している。こうしたことも踏まえ、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実にされるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せず働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところである。

なお、都市部以外の地域においては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をした。

④発効日について

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波

及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知している。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされている。この趣旨を踏まえて、丁寧な議論を行っていただきたい。

⑤さいごに

以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

○事務局

資料No.1「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を御覧ください。

（資料No.1により説明）

○丸山会長

それでは、ただ今の説明に関して御質問あるいは御意見等ある方は御発言をお願いします。

○瀬川委員

最低賃金を審議する上での基本要素である支払能力に関する資料について、中央最低賃金審議会では、どのような資料を用いて、どのように分析して審議を行ったのかを知りたいと思います。そして、それが岩手の最低賃金の審議に応用できるのか、ということを考えてみたいのです。

○丸山会長

事務局は、どうでしょうか。

○事務局

資料No.1「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」に別添として参考資料が添付されております。その参考資料に付されているページ番号の15ページから20ページが支払能力に関する資料となります。15ページ「法人企業統計による企業利益」、17ページ「法人企業統計による資本金規模別労働分配率」、18ページ「従業員一人当たり付加価値額の推移」、19ページ「売上高経常利益率の推移」などの資料となります。これらの資料により審議を重ね、資料No.1の別紙1「令和

6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」のとおり、取りまとめられました。

また、中央最低賃金審議会の資料につきまして、本省担当者に事前に確認しましたところ、各県単位で提供できる内容のものはないとのことです。

○瀬川委員

支払能力については、客観的データにより議論を深めたいと考えております。いつものように申し上げておりますが、信用調査会社が提供する中小企業の付加価値額、経常利益の推移などによる傾向を確認した上で議論を深めてまいりたいと考えております。

○丸山会長

審議会資料についての要望ということですが。

それでは、ほかにいかがですか。ございませんね。

(3) 主要指標について、(4) 岩手県最低賃金と生活保護との乖離について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。「主要指標について」と「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」の二点を事務局から一括で御説明をお願いします。

○事務局

議題(3)「主要指標について」及び(4)「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」を説明いたします。別冊主要統計資料を御覧ください。

主要指標につきましては、昨年度同様、「別冊主要統計資料」として取りまとめ各委員に配布させていただいております。

主要統計資料目次を御覧ください。この別冊統計資料の構成は、A B Cに区分されておりますが、Aは基本的に行政機関などが発表した既存の資料を岩手労働局が収集したもの及び岩手労働局が作成した資料で構成されております。

A-1は岩手県の経済指標ということですが、最低賃金法第9条第2項の「通常の事業の賃金支払能力」に関連するものとして、経済状況等の資料で構成されています。

A-2は、岩手県の賃金水準として、法9条2項の「賃金」、A-3は岩手県の生計費として、法9条2項の「労働者の生計費」ということで、法9条2項の3要素の判断資料を収集して編綴しております。

A-4からA-10は、岩手労働局が作成した各種資料となっております。

A-特別については、今年度新たに設けたもので、財務省及び東北財務局が特別調査を行った結果を取りまとめた資料となっております。特別調

査の内容は、企業における賃上げ等の動向についてとなっております。特に東北財務局の資料の中には、賃上げに取り組んだ企業の好事例として、岩手の企業が取り上げられておりますので、参考としてください。

Bの項目は、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料でございます。

それから、Cの項目については先ほど各行政機関から御説明いただいた資料を添付したということでございます。

1点だけ申し添えますが、A-1ス工業統計表についてですが、経済産業省のホームページによると、工業統計調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）」における経済統計の体系的整備に関する要請に基づき、経済構造実態調査に包摂され、製造業事業所調査として実施されることとなりました。令和3年は経済センサス・活動調査が行われましたので、経済構造実態調査は行われず、令和4年に経済構造実態調査の中の製造業事業所調査として実施され、その二次集計結果を資料として添付しております。

また、今後発表される最新の資料につきましては、追加配布したいと考えております。

一方で、審議会運営上の了解事項として「効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続すること。」がございまして、丁寧な審議が最優先されることは当然のことであり、審議を進めるに当たって必要な資料等があれば事務局にお申し付けくださるのは当然のことですが、資料のスリム化・集約化の試みは、審議会運営の効率化・業務の軽減にも繋がるものと考えております。別冊主要統計資料に限った話ではございませんが、事務局としてはこちらの方にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、可能な範囲での御配慮をお願いいたします。

そして、これまでの審議会の中で「資料の電子化」につきまして、御意見をいただいておりますが、別冊主要統計資料につきましては、本日従来どおり紙媒体でお配りしたところでございます。今後、準備が整い次第、岩手労働局ホームページに審議会資料として掲載してまいりますので、御利用いただけることとなります。この別冊主要統計資料の中で、部分的に電子媒体による資料が必要ということであれば、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

別冊主要統計資料につきましては以上となります。

次に「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」です。別冊資料A-4（「岩手の最低賃金と生活保護の比較」）を御覧ください。

令和4年度の岩手県最低賃金と生活保護との比較ということになります。

すが、検証したところ、改正後の岩手県最低賃金に対し、生活保護との差額を時間額で換算いたしますと、時間額で180円岩手県最低賃金の方が高いという状況になっています。

資料の裏面を御覧ください。これまでの経過が一覧となっております。こちらの最下段を見ていただきますと、令和6年度の下のカッコ書き令和4年度、岩手県最低賃金854円と生活保護の時間当たり換算額674円、乖離額180円となっております。

○丸山会長

ただ今の事務局の説明について御質問等があればお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

(5) 令和6年賃金改定状況調査結果について、(6) 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果について

○丸山会長

(5) 「令和6年賃金改定状況調査結果について」、(6) 「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

議題(5) 「令和6年賃金改定状況調査結果について」及び(6) 「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果について」説明いたします。

1つ目の賃金改定状況調査の結果については、別冊主要統計資料B-4ア「令和6年賃金改定状況調査結果」を御覧ください。

これは、中央最低賃金審議会で目安審議に使われる資料で、今年の6月分の賃金と、今年の6月分の賃金を調査し、改定の状況を調べたものです。

常用労働者が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象としております。

まず、3ページの第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」を御覧ください。左側に「ランク」が記載されておりますが、岩手県はCランクとなります。上段の左側、産業計の調査事業所のうちCランクを見ていただくと、「1～6月に賃金引上げを実施した事業所」の割合が42.4%、「1～6月に賃金引下げを実施した事業所」が0.9%、「7月以降も賃金改定を実施しない事業所」が37.1%、「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」が19.6%となっております。同じように業種別の数字も掲載されております。

4ページの第2表は「事業所の平均賃金改定率」です。

5ページの第3表は「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」です。

6ページの第4表の①は、「賃金の上昇率」を男女別に載せているものです。左側の産業計で、「1時間当たりの賃金額」は、男女計のCランク

では、令和5年6月が1,253円で、令和6年6月では1,287円、賃金上昇率は2.7%で、昨年の2.1%と比べて0.6ポイント高くなっております。

すべてのランク計の賃金上昇率は2.3%で、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果2.1%を上回っております。

7ページの第4表の②は、賃金上昇率を「一般労働者」と「パート」の別に載せているものです。

8ページの第4表の③は、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となります。

産業計の計のCランクの賃金上昇率は、3.1%で令和5年より0.4ポイント高い結果となっております。

以上、改定状況調査結果についてです。

次に、基礎調査結果について、御説明いたします。

A-5「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果」を御覧ください。

調査の概要につきましては、1ページに記載しております。

980事業所、10,132名の労働者のデータを基にしています。

調査結果につきましては、産業別、事業所規模別の標本労働者数を、母集団労働数に復元することにより推計したものです。

2ページ目は「地区割表」で、このとおり県北、県央、県南及び沿岸の4地域に分けております。

3ページからの「総括表」が、調査結果となります。

「岩手県最低賃金」を「県最賃」と表示しています。

3ページの総括表が県最賃の調査対象全部の統計です。表題は「総括表（県最賃適用業種：就業形態全て）」となっております。この表で御説明しますと、本年の基礎調査の結果、最低賃金である893円未満の率（未満率）は緑色にマーカーした一つ上の892円の行を見ていただければ合計欄で1.1%となっております。未満率について、昨年は3.1%、一昨年は1.5%でした。

次に影響率についてですが、例えば893円から50円アップした場合の943円で見ると、943円未満の率（影響率）は、942円の行になりますので、合計欄で26.2%となっております。右側を見ていくと、事業所の規模別、地域別の影響率を確認することができます。

5ページは県最賃対象の製造業の総括表、7ページは卸売・小売業、9ページはサービス業の総括表となっております。

11ページは「年別基礎調査特性値と最低賃金額の推移」を示していま

す。これは総括表の下欄に記載されている数値を転記したものです。中位数や第1四分位数等の見方については、13ページを御覧ください。

13ページの賃金分布の特性値、黒丸の2つ目を御覧ください。

「中位数」は、全員を賃金の低いもの順に並べ、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額です。人数が偶数の場合、例えば10人の中位数は、低い方から5番目と6番目の賃金額を平均した数値となります。

「分位数」は、全員の賃金を低いもの順に並べ、10等分、4等分のように等分したときに境界に位置する賃金額で、例えば、「第1四分位数」は、4等分し、低い方からみて最初の境界(25%)の賃金額となります。

12ページは、業種別・年別基礎調査特性値を示しています。

「製造業」、「卸売・小売業」、「サービス業」の業種分類ごとに各特性値を載せております。

私からの説明は以上でございます。

○丸山会長

ただ今の説明に対して御質問等のある方は御発言をお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

(7) その他

○丸山会長

議題(7)「その他」です。事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

6点ほどございます。

1点目は、岩手県最低賃金専門部会委員の任命についてです。資料No.2(令和6年度岩手県最低賃金専門部会委員名簿)を御覧ください。岩手県最低賃金専門部会委員の任命につきましては、7月5日(金)の第2回本審で岩手県最低賃金の改正諮問を行った後、同日付けで専門部会委員の推薦公示を行い、7月22日(月)に推薦を締め切りました。労働者側から4名、使用者側から3名の推薦があり、局内で選考させていただき、去る7月24日(水)に任命し通知させていただいております。任命させていただいた専門部会委員につきましては、この名簿をもって御報告させていただきます。

2点目は、今後の審議日程について確認です。資料No.3「令和6年度岩手県最低賃金審議会開催計画」を御覧ください。日程の変更は、ありません。確認いたしますが、計画どおり、8月28日(水)に第4回本審を開催し答申した場合は、異議申出期間を経て、9月17日(火)午前10時に第5回本審(異議審)を開催いたします。岩手県最低賃金の発効日に

については、9月17日(火)に異議審を開催した場合は、10月27日(日)に発効となる予定です。

なお、第1回特別小委員会については、計画どおり9月4日(水)午後1時30分に開催いたします。

3点目は、岩手県最低賃金改正決定の答申予定に係るプレスリリースについてです。審議日程では、8月28日(水)に予定されている第4回本審で岩手県最低賃金改正決定の答申予定となっておりますので、予定であることを付記した上でプレスリリースさせていただきますので御承知おきをお願いいたします。

3点目まで、以上となります。

○丸山会長

3点ありましたが、いかがでしょうか。

(質問、意見等はなかった。)

特にないようですので、事務局は続けてください。

○事務局

4点目は、前回の審議会において、委員から御質問のあった内容について、御回答いたします。御質問の内容は、6月25日に開催された中央最低賃金審議会における今年度の地域別最低賃金額改定の目安についての諮問後の厚生労働大臣の発言の意図に関することでした。

まず、厚生労働大臣の発言について、確認いたします。

厚生労働大臣の発言の後半において、「最低賃金を始めとする賃金の上昇は、労働政策として重要であることは言うまでもありませんが、消費や生産などを増加させる効果も期待され、経済政策としての役割も担っていると考えています。」などの発言と思われます。

この発言の意図について、次回の審議会での説明を求めるという内容でしたので、今回の審議会においてお答えいたします。

以下、回答となります。

厚生労働大臣の発言について、都道府県労働局がお答えする立場にはありません。

○丸山会長

事務局の説明に対して何か御発言がございましたらお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

ないようですので、事務局は続けてください。

○事務局

5点目として、第2回岩手地方最低賃金審議会以降に、最低賃金に関する署名、意見書が提出されておりますので、御報告させていただきます。

資料No.4（2024年度 岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について）を御覧ください。

令和6年7月16日、日本労働組合総連合会岩手県連合会から、岩手労働局長及び岩手地方最低賃金審議会長あてに「2024年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について」が1,259筆提出されておりますので、決議要旨を読み上げて報告いたします。

（決議要旨を読み上げた）

資料No.5（岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書）を御覧ください。

令和6年7月22日に岩手県労働組合連合会議長からの意見書の提出を受けております。意見書内容については読み上げて報告いたします。

（意見書要旨を読み上げた）

資料No.6（岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書）を御覧ください。

令和6年7月22日にいわて非正規雇用労働者センター代表からの意見書の提出を受けております。意見書内容については資料No.5と同じ内容のため読み上げは省略します。

資料No.7（岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書）を御覧ください。

令和6年7月22日に岩手県地域労働組合執行委員会からの意見書の提出を受けております。意見書内容については資料No.5と同じ内容のため読み上げは省略します。

資料No.8（岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書）を御覧ください。

令和6年7月22日にいわて生協労働組合執行委員長からの意見書の提出を受けております。意見書内容については読み上げて報告いたします。

（意見書要旨を読み上げた）

資料No.12（岩手県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について）を御覧ください。

令和6年8月1日に一般社団法人岩手県タクシー協会会長及び労務委員長からの意見書の提出を受けております。意見書内容については読み上げて報告いたします。

（意見書要旨を読み上げた）

6点目となります。去る6月20日（木）に行いました岩手地方最低賃金審議会委員による実地視察の概要につきまして、資料にまとめましたので、非公開資料No.11（令和6年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察

の概要)として机上配布しております。これにつきましては、個別企業の内部情報が記載されておりますので、非公開資料として審議会委員限りの資料とさせていただきます。なお、視察の概要は、第1回岩手県最低賃金専門部会で説明したいと思っておりますので御承知おきをお願いいたします。

また、公開資料No.9及び非公開資料No.10につきましては、関係労使参考人からの意見書となります。非公開資料No.10につきましては、参考人の希望により、非公開資料として審議会委員限りの資料とさせていただきます。意見聴取は、第1回岩手県最低賃金専門部会で行いますのでよろしくをお願いいたします。

○丸山会長

それではここまでの事務局の説明に関して御発言のある方はお願いいたします。

(質問、意見等はなかった。)

何もなければこれで議事を終了します。